

ガラスにまつわるエトセトラ

妖精の森ガラス美術館 三浦 和

4月29日(土)から鳥取県智頭町にある国指定重要文化財「石谷家住宅」の展示室でガラス美術館の収蔵作品を展示しています。

石谷家住宅での展覧会は2014年に初開催し、今回で2回目です。初開催した際に好評だったそうで、石谷家住宅の展示担当者から再度ご依頼をいただきました。

内容はガラス美術館で毎年開催している収蔵作品展「ひかりのかたち展」と同様、現代作家が制作したウランガラス作品の展示になります。石谷家住宅担当者の方のアイデアで展示会場の1号蔵展示室はあえて照明を暗くし、お客様自身が紫外線ライトでウランガラス作品を照らして光らせながら鑑賞していただくようにしました。作品を「見る」と、実際にウランガラスを光らせて「体験する」という二つの要素が加わった展覧会です。ガラス美術館で開催する収蔵作品展は常に紫外線ライトを当てて光っている状態での展示ですので、自分で光らせて体験するという要素が新鮮に感じました。

石谷家住宅での展覧会は6月18日(日)まで開催しています。詳しくはガラス美術館、または石谷家住宅のホームページをご覧ください。

◇石谷家住宅ホームページ → <https://www.ifs.or.jp/>



石谷家住宅 展覧会チラシ

お問い合わせ先 妖精の森ガラス美術館 電話 (0868) 44-7888

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けて、地域の皆さんの人権が尊重されるように活動している民間の方々です。

この人権擁護委員制度は、住民の人権が侵害されないよう擁護していくことが望ましいということから昭和24年に設けられたもので、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」とされており、鏡野町では8名の方が委嘱され活躍しています。

人権擁護委員の仕事は？

人権擁護委員の仕事は、人権擁護委員法に基づいて職務を行い、正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の啓発に努めることです。各地で開催される行事や学校などで、広く人権思想の普及のため活動されています。また、人権にかかる町民の方々からの相談を受付けたりしています。

人権擁護委員は、次のような人権相談に応じています。

- いじめ、体罰を受けた。 ●暴行、虐待を受けた。 ●差別を受けた。
- 名誉毀損、プライバシー侵害を受けた。 ●セクシュアル・ハラスメントを受けた。
- インターネット上で誹謗中傷された。 など

人権問題などの悩みごとでお困りの方は、

岡山地方法務局津山支局 (0868) 22-9155へご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

また、鏡野町でも、下記の日程で無料人権相談を行っていますので、お気軽にご利用ください。

【日時】 6月1日(木) 午前10時～午後3時

【会場】 鏡野町中央公民館

お問い合わせ先 鏡野町総合福祉課 福祉係 担当:井上 電話(0868)54-2986